

令和元年5月17日

於・総務省8階 第1特別会議室

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電気通信事業分野における競争ルール等の
包括的検証に関する特別委員会（第8回）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時47分

○山内主査 皆さん、おはようございます。本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻でございますので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会第8回を開催いたします。

早速ですが、議事に入りたいと思います。

本日は、前回の特別委員会でお示しした中間報告書骨子（案）に基づきましてご議論いただいた内容を反映した中間報告書（案）を資料8-1として用意しております。中間報告書（案）について、本日の会合でもしご了承いただければ、特別委員会における中間取りまとめといたしまして、今後、電気通信事業政策部会にご報告することといたしたいと思います。

それでは、早速ですが、事務局より内容について簡単にご説明をお願いいたします。

○大内事業政策課調査官 それでは、事務局より、資料8-1、中間報告書（案）に基づきましてご説明いたします。先ほどご紹介いただきましたとおり、前回4月9日の委員会会合におきまして中間報告書骨子（案）をお示しし、ご議論いただきました。それから全体の構成や大きな内容に変更はございませんが、骨子（案）からの差分を中心に、ポイントを絞ってご説明を差し上げたいと思います。

おめくりいただきまして、目次について変更はございません。

5ページ以下ですが、第1部「2030年を見据えたネットワークビジョンについて」ということで、ネットワークビジョンについて記載してございます。15ページまでお進みいただきまして、15ページ以下、第3章といたしまして「2030年を見据えたネットワークビジョン」、「Society 5.0に求められるネットワークの役割」について記載してございます。

16ページ目にマーカー部分がございますけれども、この点につきましては、前回の会合でSociety 5.0につきまして複数の委員から、個人のプライバシー保護や主体性の確保について行っていくことが重要であるところのご指摘をいただきましたので、その趣旨を反映させていただいたものでございます。

以下、その下でございますけれども、第2節「2030年を見据えたネットワークの進化と取組の方向性」で、各レイヤごとのネットワークの進化の方向性及び取組の方向性について述べておりますが、19ページまでお進みください。マーカー部分がございます。ユーザ・端末レイヤにおける進化の方向性及び取組の方向性についての変更点で

ございますけれども、この点につきましては、前回会合におきまして、5G、IoT時代を見据えまして、サービスの高度化や複雑化の進展を踏まえて、ユーザ対応を今後強化していく必要があるのではないかとのご指摘をいただきましたので、その点を反映したものでございます。

続きまして20ページに、本中間報告書のテーマといたしまして6つの項目を挙げております。そのうち1.のネットワークビジョンを踏まえた電気通信事業政策の在り方につきましては、以下、21ページ以下で述べているところでございます。

24ページ目までお進みいただければと思いますけれども、その下段からこの点に関する具体的な検討の項目が書かれてございます。25ページですが、①通信ネットワークにおける仮想化の進展、その他、①から④まで4項目挙げてございます。その下に黄色のマーカー部分がございまして、前回の会合におきまして、ネットワークの将来を見据えた議論として、規制の導入を検討するだけでなく、元気になるような提言も必要であるのご意見を頂戴いたしましたところでございます。ネットワーク全体として安心・安全に利用できる環境が確保されまして、我が国発の質の高いイノベーションを創出することがひいては競争力の強化につながるということが期待されますので、その旨、追加で記載させていただいたものでございます。

この25ページ目、下の第3節「取組の方向性」からは、この4つの具体的検討事項について項目ごとに整理したものでございます。

まず、仮想化につきましては、26ページにお進みいただきまして下線部分でございます。「取組の方向性」でございますけれども、「必要なルールについて、適用対象の捉え方も含め、引き続き検討を深めていくことが必要である」といたしまして、その以下ポツに書いてございますけれども、参入規律の在り方、安全・信頼性確保の在り方、また、利用者利益の保護、安定的な役務提供や透明性・公平性等の確保の在り方等が課題になるとしてございます。

27ページをおめくりいただきまして、「また」といたしまして、「電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が『スライシング・サービス』を提供する場合に公正競争が確保されるよう、MVNOを含む競争事業者やユーザ企業を含む利用者等に対するAPIのオープン化等の仕組みについて検討することが必要である」とさせていただいているところでございます。

この27ページ、2.他者設備の利用とルールの見直しにつきましては、今後の考え方

につきましては29ページまでお進みください。29ページ目、下線部でございますけれども、「2030年頃の事業者間連携やネットワークの在り方を見据え、これまで接続ルール等を通じて実現してきた公正競争環境を引き続き確保していくため、他者設備の利用に当たって必要な規律や、事業者間取引の柔軟性に留意しつつ一定の透明性を確保するための実態把握等の仕組み等について、制度整備も視野に検討を深めていくべきである。また、他者の『機能』の利用に関する規律の在り方についても検討することが適当である」としてございます。

その上の部分に黄色のマーカー部分がございまして、この点につきましては、前回の会合におきまして、卸業務における透明性が「十分ではない」との表現をさせていただいたところでございますが、この点につきましてご指摘をいただきましたので、「必ずしも担保されていないため」という形に修正させていただいたものでございます。

続きまして、このページの3.市場の融合とルールの見直しについてでございますけれども、考え方につきましては31ページまでお進みください。下線部でございますけれども、「ネットワーク構造の変化の観点からは、設備の重要性は一層高まると想定されることから、現行の非対称規制の考え方は、維持することが適当である。その上で、アクセス回線については、新たなボトルネック領域について検証を行うことが適当である。また、基幹的コア網については、NTTにおいて次世代の基幹的コア網の在り方を早期に示すとともに、情報共有等を図る仕組みを検討することが適当である。市場構造の変化の観点からは、今後、固定・移動通信市場における事業者間連携等の進展を通じ、市場支配力の在り方が変化する可能性が考えられる。また、ネットワーク市場において共同的な市場支配力を行使する等の問題を生む可能性も考えられる。固定・移動通信の市場区分を越えて、新たな影響力を及ぼし得る『設備』・『機能』・『主体』を想定しつつ、現行の非対称規制の範囲に関する考え方を弾力化する等、新たな競争ルールの在り方について、引き続き検討を深めることが適当である」としてございます。

続きまして4.でございますけれども、グローバル化の進展とルールの見直しについてでございますが、32ページにお進みいただきまして、取組の方向性でございます。「我が国の利用者に対してサービスを提供する海外事業者に対して、利用者利益の確保や安全・信頼性の確保等の観点から、必要に応じ、法整備も視野に、電気通信事業法の一部規定の適用について、適用対象の捉え方や執行の在り方等も含め、検討することが適当である」としてございます。

続きまして33ページ、第2部「2030年を見据えたネットワークビジョンを巡る個別の政策課題」についてでございますけれども、以下、第1章から第7章まで各論について記載してございます。

まず第1章「基盤整備等の在り方」につきましては、前回会合から内容面の修正はございませんが、「取組の方向性」について改めてご紹介いたしますと、大きく2つございます。

41ページまでお進みください。まず1.でございますが、電話サービスの持続可能性の確保の観点からでございます。この点はNTT東西による無線技術の活用につきましてでございますが、43ページまでお進みいただきまして、考え方でございます。「他者設備の利用が真に必要・合理的と認められる場合、これを例外的に認めることは、将来にわたる安定的で低廉なサービス提供に資するといえる。そのため、セーフガード措置を講じることを確保すべく、所要の制度整備を講じるべきである。NTT東西においても、国民の理解を得るべく、他者設備の適切な利用の在り方について上記に留意しつつ検討を具体化していくべきである」としてございます。

続きまして2.新たなサービスの利用環境の確保についてでございますけれども、まず、(1)といたしまして、不可欠なサービスの拡大・多様化への対応といたしまして考え方を整理したものでございます。45ページにお進みください。下線部でございますが、「国民生活に不可欠となる新たなサービスとして、例えば、ブロードバンドサービスを将来的に基礎的電気通信役務として位置付けることも見据え、現行制度の在り方について検討していくことも考えられる。その検討に当たっては、国民経済全体における負担を考慮し、多角的に検討していくことが必要である」といたしまして、以下、現行制度との関係性、また、求められる品質・水準、その他利用者利益の確保の観点から講ずるべき措置等について挙げたところでございます。

続きまして(2)でございますけれども、交付金制度の見直しを通じたサービスの安定的な提供の確保に関する考え方でございますが、46ページにお進みください。下線部でございますが、「将来的に基礎的電気通信役務の対象範囲が拡大することを見据えた場合、安定的なサービス提供を確保するための制度等の在り方について、あわせて検討を深めていくべきである。特に、ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務として位置付けた場合の制度の在り方については、次のような論点も念頭に置きながら、多角的に検討していくことが必要である」といたしまして、現行の交付金制度を活用する

ことの妥当性についてどう考えるか等の課題を挙げているところでございます。

最後に、3.のユニバーサルアクセスの実現に向けてでございますが、考え方につきましては47ページにお進みください。「ユニバーサルアクセスの実現は、競争によりサービスの高度化、普及促進を図ることを通じて実現を目指すことが重要である。加えて、競争をより有効に補完し、国民生活に不可欠なサービスについて利用者利益を確保する措置を強化する等、あらゆる政策ツールを動員して、実現を目指すべきである」としてございます。

続きまして、49ページへお進みください。第2章「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」につきましては、既にモバイル研究会及び消費者保護ワーキンググループにおいて本年1月に公表されたものでございます。

内容につきましては、まずこのページにございますけれども、「シンプルで分かりやすい携帯電話料金に係る料金プランの実現」に関しまして、50ページにお進みいただいて、項目だけになりますけれども、通信料金と端末代金の完全分離、51ページ、行き過ぎた期間拘束の禁止、52ページ、合理性を欠く料金プランの廃止、53ページ、第3節といたしまして「販売代理店の業務の適正性の確保」を挙げてございますが、具体的内容につきましては、56ページにお進みいただきまして提言のところでございますが、中段以下でございます。届出制の導入ですとか、不適切な勧誘行為の禁止、利用者の利益を阻害するような不適切な業務実態に対する是正措置等について提言を行っているところでございます。

続きまして、58ページにお進みください。第3章「モバイル市場の競争環境の確保の在り方」についてでございますが、下線部でございます。「モバイル市場について、利用者が多様なサービスを低廉な料金で利用できる環境整備に向け、事業者間の公正な競争を更に促進するための方策について検討することを目的として、利用者料金その他の提供条件と事業者間の競争条件の両面について、利用者の視点に立った検討を行った」ものでございます。

先ほど申し上げました緊急提言以外の提言といたしまして、59ページにお進みください。第3節「利用者料金に関する事項」といたしまして、1.利用者の理解促進、2.広告表示の適正化、次のページでございますが、中古端末の国内流通の促進等について整理したものでございます。

62ページにお進みください。第4節「事業者間の競争条件に関する事項」といたし

まして、1. 接続料算定の適正性・透明性の向上といたしまして、第二種指定電気通信設備制度における将来原価方式の検討等が提言されているところでございます。

その他、65ページまでお進みいただきまして、ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証でございます。

続きまして66ページ、音声卸料金の適正性の確保、67ページ、セルラーLPWAの提供条件の適正化、68ページでございますが、MNOによるMVNOへのネットワーク提供の促進、また、69ページにお進みいただきまして、全国BWA事業者への第二種指定電気通信設備制度の適用について、それぞれ提言を行っているところでございます。

75ページにお進みください。75ページ、第4章でございますが、「消費者保護ルールの在り方」についてでございます。

下線部でございますが、「2015年の電気通信事業法改正により充実・強化された現行の消費者保護ルールについて、電気通信サービスの多様化・複雑化や消費者トラブルの現状を踏まえ、その施行状況及び効果を検証するとともに、今後の消費者保護ルールの在り方について、次の3つの視点に立って、検討を行った」として、3つの視点を紹介してございますが、具体的な中身につきましては、78ページ以下で個別の論点に触れているところでございます。

項目だけになりますけれども、1. 携帯電話の料金プランの理解促進のための取組といたしまして、総額表示、または料金プランの見直しに向けた周知の強化等が提言されているところでございます。

82ページにお進みください。携帯電話ショップでの手続時間等の長さへの対応でございます。

続きまして83ページ、広告表示の適正化に関する自主的な取組の注視、見直しについての記述でございます。

続きまして86ページでございますが、不適切な営業を行う販売代理店への対策についての記述、また、89ページにお進みいただきまして、こちらは高齢者のトラブルへの対応、また、91ページでございますが、法人契約者のトラブルへの対応の検討、その他といたしまして、リテラシー向上等の取組について提言を行っているところでございます。

また、94ページにお進みいただきまして、2030年を見据えた消費者保護の在り

方といたしまして、IoTサービスの進展を見据えた消費者保護ルールの在り方の検討の必要性について述べたところでございます。

続きまして、97ページにお進みください。第5章「ネットワーク中立性の在り方」についてでございます。

「インターネットの『オープン性』が維持されるためには、『通信事業者はインターネット上のトラフィックを公平（無差別）に取り扱う』といういわゆる『ネットワーク中立性』の確保が、非常に重要な意味を持つ。インターネットを巡る近年の環境変化や諸外国の動向等を踏まえながら、我が国における『ネットワーク中立性』の在り方について検討を行った」ものでございます。

具体的な検討事項といたしましては、105ページにお進みいただきまして下段でございますけれども、ルールが必要な具体的事項といたしまして、帯域制御、優先制御、ゼロレーティング等に関するルールの検討につきまして、3つに分けて整理をしたものでございます。

また、113ページまでお進みいただきますと、(4)といたしまして、ネットワークの持続的な投資を確保するための仕組みといたしまして、関係者による情報共有ですとか、逼迫対策等の取組の促進、地方分散型ネットワークの実現についてもあわせて提言をしてございます。

続きまして、120ページまでお進みください。第6章でございますが、「プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方」についてでございます。

下線部でございますが、「プラットフォーム事業者が取得・活用する大量のデータの活用のメカニズムが分かりづらいとの声もあり、通信の秘密やプライバシー保護の観点から、電気通信事業法の規律の趣旨が適切に確保されているか、確保されていないとすればどのような点が課題となるかについて検討することが必要となっている。このため、プラットフォームサービスにおける利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方等について、イノベーションの促進の観点及び通信の秘密やプライバシー保護の観点から政策対応を検討する上で必要となる主要論点等の整理を行った」ものでございます。

具体的には、128ページまでお進みいただければと思いますが、第3節でございます。「プラットフォームサービスに係る利用者情報の適切な取扱いの確保」についてでございますけれども、129ページにお進みください。グローバル対応ということですが、この点につきましては、国外事業者に対する通信の秘密の保護規定の適用

の検討について提言されております。

続きまして、130ページでございますが、(2)電気通信サービス・機能とプラットフォームサービス・機能の連携・融合についての対応でございますが、この点につきましては、電気通信事業における個人情報保護ガイドラインの適用対象や規律の見直しの検討が挙げられているところでございます。

続きまして、133ページにお進みください。(3)プラットフォーム事業者による、規律に従った適切な取扱いを確保するための方策の在り方、これについては執行担保の在り方についての提言でございますけれども、この点につきましては、共同規制的なアプローチの具体化等に向けた検討が提言されているところでございます。

続きまして、134ページでございます。国際的な潮流との制度的調和の必要性について提言をしたものでございますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、135ページにお進みください。135ページ、第4節「トラストサービスに関する主な検討事項」でございますけれども、トラストサービスについては、Society 5.0を支える基盤として重要でございます。

139ページ以下で具体的な検討事項を挙げてございますので、お進みいただければと思います。トラストサービスの在り方の検討事項といたしまして、(1)以下でございますが、ヒト、組織、モノのそれぞれの正当性を確認する認証の仕組みの構築の必要性でございます。また、141ページにお進みいただきまして、データの存在証明・非改ざん証明の仕組みですとか、完全性等の証明の仕組みの検討をすることが必要であるとの点について整理をしたものでございます。

142ページにお進みください。第5節でございますけれども、「オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応」についての記述でございますが、この点につきましては、諸外国や関連分野の動向を踏まえつつ、自浄メカニズム等について検討する必要性を述べたものでございます。

続きまして、145ページにお進みください。第7章でございますが、「2015年電気通信事業法等改正法の施行状況について」でございます。下線部でございますが、「2015年改正法において導入された主な規定は、①電気通信事業の公正な競争の促進、②電気通信サービスの利用者の保護、③ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保に係るものであり、以下に具体的な改正内容、施行状況及び対応について整理」したものでございます。具体的な内容の説明については割愛させていただきたい

と思います。

最後に147ページでございますが、第3部「終わりに」といたしまして、今後の取組の方向性について整理したものでございます。

148ページでございますが、「本報告書で示した検討事項について、特別委員会及び関係する各研究会等における今後の取組を整理する」としてございます。

まず、「ネットワークビジョンを踏まえた電気通信事業政策の在り方」につきましては、後ほどご説明いたしますけれども、「技術・制度面を中心に専門的・集中的に検討を進める観点から、関係する委員会・研究会とも連携し、検討体制を強化することが適当である。引き続き、これらの技術・市場動向や諸外国の政策等も注視しつつ、機動的に検討を進めていくことが適当である」としてございます。

第2節「ネットワークビジョンを巡る個別の政策課題」につきましては、まず、基盤整備等の在り方につきましては、先ほど同様に、「専門的・集中的な検討を進める」こと、また、「ユニバーサルサービス制度の在り方について、国民的議論を喚起していくことが必要である。こうした観点から、引き続き多様な関係者の意見を踏まえながら、検討を進めていくことが適当である」としてございます。

続きまして、モバイル市場の競争環境の確保の在り方につきましては、「緊急提言や中間報告を受けた総務省及び携帯電話事業者等の取組について、『モバイル市場の競争環境に関する研究会』において、『消費者保護ルールの検証に関するワーキンググループ』と連携し、引き続きフォローアップを行う。あわせて、モバイル市場において今後見込まれる、技術進展や新サービスの提供により生じる様々な課題への対応の在り方等について、引き続き検討を行う」としてございます。

3. 消費者保護のルールの在り方についてでございますが、「消費者保護の確保等に係る関係者の取組について、『消費者保護ルールの検証に関するワーキンググループ』において、引き続きフォローアップを行う。あわせて、IoTの新サービス等が普及した際の消費者保護に係る課題について、現行の消費者保護ルールの適用関係を整理しつつ、検討を深める」としてございます。

4. ネットワーク中立性の在り方でございますけれども、「総務省において、帯域制御ガイドラインの見直し、ゼロレーティングに関する指針の策定、トラヒックの効率的・安定的な処理のための体制整備等の取組を行うこととし、引き続きフォローアップを行う」としてございます。

5. プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方でございますけれども、「利用者情報の適切な取扱いの確保のための法整備に向けた整理、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律の明確化等の整理、フェイクニュース・偽情報に関する政策対応やトラストサービスの在り方について、引き続き検討を行う」としてございます。

最後に、「モニタリング体制の整備」につきましては、「電気通信市場の動向や市場を巡る技術動向等の実態を踏まえて具体的な検討が行われることが望ましい。このため、恒常的にモニタリングを行うための体制整備等を通じ、市場動向や技術動向等を踏まえた機動的な政策対応を行うことが適当である」としてございます。

また、別冊といたしまして資料をお配りしてございますので、あわせて参照いただければと思います。

事務局からの説明は以上です。

○山内主査 どうもありがとうございました。

今回は中間報告書骨子（案）をお示ししてご議論いただいたわけですが、その中間報告書骨子（案）についての肉付けと、前回皆様からいただいたご意見を反映して、今回の中間報告書にまとめたということであります。基本的には委員の皆様のご意見を踏まえたものとなっていると思っております。ただ、今後の検討に向けたご意見も含めて、今回の中間報告書について委員の皆様から一言ずつご意見をいただければと思っております。

どなたか何かございますか。では、まずは相田先生から。

○相田主査代理 まず、立派な報告書に整理していただきまして、事務局の方に御礼を申し上げたいと思います。

中間報告書にこれまでの検討内容としてまとめられているところにつきましては特にございませんけれども、今後ということと言いますと、別の検討会で、Society 5.0がSDGsを実現するための手段であるという話が出て、その中でも5Gが非常に中心的話題になっていました。それに対して、ユニバーサルサービスがまだ固定電話を前提としているということを、この報告書の中に既に書かれているところですが、今後どうしていくのかについて国民的な議論を深めていくことが非常に重要なのではないかと思っております。

以上でございます。

○山内主査　　どうもありがとうございました。

それでは、特にご希望の方がいらっしゃらなかったのも、池田さんから順にお願いできますか。

○池田委員　　ありがとうございます。この電気通信事業分野、このタイトルが「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」ということで、タイトルからして競争法からの専門家の貢献が期待されていた委員会だったと思うのですが、2030年頃の技術や市場動向を想定して競争ルールをどう考えるかということで、なかなか予測がつかないところもございました。むしろ想定できるものは今から準備していくことが必要だと思うのですが、過剰に想定し過ぎてかえってイノベーションを損なってしまうのではないかという懸念もあり得ます。

今後の進め方で3つのワーキンググループにおいて具体的に検討されるということですが、とりわけ次世代の競争ルールの検討のワーキンググループにおいて、将来、どのような技術の変化や市場環境の変化が起こっても、その利用者が多様な選択肢の中から色々なサービスを選ぶことができるという市場環境が確保されるようにルール整備がなされることを期待しております。

ありがとうございました。

○山内主査　　ありがとうございます。

それでは、石井さん、お願いいたします。

○石井委員　　中央大学の石井です。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。中間報告書（案）の取りまとめ、大変お疲れさまです。

全体の方向性に関しては私も異論のないところでございまして、設備・機能の分離に伴う新たな事業領域の出現、それに伴う影響と環境の変化、事業者のイコールフットィングなど、検討会のキーワードが随所に盛り込まれている中間報告書（案）になっているかと思われま。

その上で、中身について、幾つかコメントをさせていただきたいと思ひます。

1つ目は、概念整理についてです。こちらの中間報告書（案）の中では多数回にわたって「利用者」という言葉が出てきますけれども、報告書を拝見していると、それが消費者の文脈で使われる場合と、例えばネットワーク中立性のところから出てきますように、事業者等を含む場合があると思われま。EUのeプライバシー規則案の保護対象が個人データを超越する部分があることを明らかにしているように、電気通信事業分野で

は個人の保護に閉じた議論はできない、だからこそ「利用者」という言葉が使われているかと思います。ただ、報告書の中で「利用者」という言葉の使い方が文脈によって異なるという点が、拝見していてやや気になったところではありました。同様に、「消費者」という概念を使うときは、個人情報保護の個人とは違った文脈になってきます。そうしたことから、利用者や利用者情報などの主要概念の整理が、中間報告書（案）のどこかにあるとより分かりやすくなるというように感じた次第です。

2点目は、全体を貫くような理念についてです。まず、16ページで、「利用者の視点から『Society 5.0』における」という黄色のマーカーの部分がありますが、これについて、プライバシー、個人情報保護の観点からは、透明性の確保というところがキーワードになってまいりますので、その言葉が入るとよろしいかと思いました。

それから、これは入れる案と入れない案があり得るところですが、24ページか25ページあたりで全体を貫くような理念があるとよろしいかと感じた次第です。この検討会では、ネットワークを巡る環境変化を見据えた多くの論点が検討されておりまして、関係する法分野も多岐にわたるわけですが、それぞれの論点の随所に鍵となる考え方があります。例えばモバイルサービスについては利用者料金、また、消費者保護ルール、利用者情報の取扱いの場面では透明性が重要な観点になりますし、競争環境整備が問題となる場面では公正性が問題となり、利用者利益を確保する場面では業務やサービスの適正性・公平性という関係が重視されます。こうしたことから、取りまとめに当たっての全体を通じる視座というのが初めのほうに明確に示されると、最終取りまとめに向けた報告書の一貫性を高めることができるのではないかと考えました。

最後は確認です。ネットワーク中立性に関しまして、アメリカではFCC規則の制定や廃止、それからカリフォルニア州の法令の制定や一時廃止が繰り返されていて、議論のあるところのようですけれども、日本において、104ページのネットワークの中立性に関する諸原則を権利として明確に位置付けるといった宣言がある点について、いかなる効果を利用者にもたらし得るものなのか、その理解を確認しておきたいと思いました。

以上です。

○山内主査 この点についていかがですか。

○五十嵐データ通信課調査官 データ通信課の五十嵐と申します。

ご質問いただいた件、まさにインターネットをぼんやりと利用するといったこともあ

るわけなのですけれども、そのときに消費者・利用者にとって、何が原則として確保されるのかというところをもう少し明確にしたいというふうな意図がございまして、インターネット利用の基本ということで、コンテンツ、アプリケーションに自由にアクセス可能であることや提供可能であることを改めて明確にしたということです。

○山内主査　よろしいですか、石井委員。ありがとうございます。

それでは、続いて、石田委員、お願いいたします。

○石田委員　全国消費生活相談員協会の石田です。よろしくお願いいたします。

中間報告書（案）、ありがとうございました。特に異論はございません。

私、この会議で2030年を見据えたネットワークビジョンということで、先のことと思っただけなのですが、この委員会でそうではなく今からということが非常によく分かりました。今までの技術の延長線上ではなくて、新しい技術・システムによって社会生活も大きく変わっていくだろうというようなことですし、また、通信やコンテンツなど異業種の事業者も加わって新しい事業に向けての展開をしていくということが、現在進行形ではもう展開しつつあるということも分かって、今後に向けて今から検討が必要であることがよく分かりました。

消費者サイド、消費者保護の観点からになりますと、新しい技術やサービスが様々なレイヤとかかわってとなりますと、ますます契約関係も責任主体もよく分からなくなってくると思いますので、消費者保護ルールについても必要に応じて検討していくということが必要かと思いました。

ありがとうございます。

○山内主査　ありがとうございました。

内田委員、お願いいたします。

○内田委員　早稲田大学の内田です。発言の機会をいただき、ありがとうございます。

中間報告書（案）の取りまとめもまたありがとうございました。内容に関しましては私も異論のないところでございます。

第1回の会合の時の議事録を確認したところ、私はその時はこの特別委員会に対して、山積した課題を根本から議論することに大きく期待しているということを申し上げて、その上で、大胆なネットワークビジョンに基づいて、現在の競争政策には必ずしもとらわれずに真に効率的なネットワークや本来のあるべき姿について議論して、そして新たな競争ルールのビジョンを描くことができれば良いではないかといったようなことを申

上げました。

結果としまして、例えばルーラルエリアを中心に他者の無線設備の利用といった無線技術を活用した固定電話サービスを提供することですとか、あるいは5Gや仮想化等の技術革新を通じて利用者利便を最大化するために必要となる相互運用制の確保の仕組み、基幹ネットワークにおけるAPIの開放ルールなどといった、他者の機能の利用に関する規律の在り方といったように、今回の特別委員会によっておそらく初めて正面から取り上げられたであろう設備と機能の関係性が従来から変化しているということに注目した議論のきっかけが得られたということは非常に大きかったのではないかなと考えています。また、私自身も、過去において、設備と機能の関係が1対1の関係ではなくなってきたということは機会があるたびに申し上げてきましたけれども、今回、このように正面から取り上げていただいたのは非常に大きな前進だと考えているところです。

一方で、特別委員会の特に後半の議論では、卸といったキーワードがよく聞かれまして、従来からの直接の延長線上にある、よく言えば地に足がついた議論も多くなされまして、その意味ではバランスが良かったのでは考えているところです。

もちろん、こういった短期的な議論も大切ですが、私としては、今後は、この中間報告書（案）を受けて、せっかく出てきた新しいビジョンの芽を発展的に育てる努力が中長期的にはより一層求められるのかなと考えております。そのためには、この制度面に先立って、そもそも技術的な裏づけというものは重要で、必要であると考えます。無線を利用した固定電話に関しては、それは技術的にどのような品質レベルで実現可能なのかといった点、あるいは基幹ネットワークにおけるAPIの開放であれば、それは実装レベルで何が必要なのか、何ができているのかといったような基本的な技術的な事柄についての足場を固めていくことが必要なのではと考えています。そういった議論が今後、この中間報告をきっかけに進んでいくことを期待したいと思います。

以上となります。ありがとうございます。

○山内主査　ありがとうございます。

次、大谷委員、お願いいたします。

○大谷委員　ありがとうございます。大谷でございます。

本日、改めてこの中間報告書（案）を拝見いたしまして、大変盛りだくさんでございますし、多岐にわたる論点を非常に強い思いを込めてまとめていただいたということで、感動を持って読ませていただいたというところでございます。

ただ、全体の印象を申し上げますと、2030年、10年先を見据えた検討がテーマということですが、やはり現在の市場が抱えている問題点についてかなりの紙幅を割いて検討しておりますし、2030年ということでは、ユニバーサルサービス、中長期的な検討テーマについても混在しているという状態なのかと思っております。この未来志向になり切れてない理由というのは、やはり過去の施策、2015年改正が特に中心のだと思いますけれども、過去の施策の棚卸し的な要素が実質的に多くを占めているところにあるかと思っております。2015年の改正の前の2014年に「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」と題する報告書が作られておまして、その検討にもかかわらずかかわったものですから、再読をしてみましたところ、いくつか現在に連なる課題認識等が述べられているところがありました。これらについては、やはりこの機会に徹底的に棚卸しを完了させておく必要があるかと思っております。

例えば、話題となっていた光ファイバ網のサービス卸については、我が国の経済成長への寄与も期待できるというような積極的な受けとめ方をしている反面、やはりその影響について外部による検証可能性も含めて一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討するとも述べられておまして、現在抱えている課題の多くが認識されていたということかと思っております。これについては、資料の145ページのところに電気通信市場検証会議について述べられているところですので、そこでの検証結果というものをより生かして、実態を踏まえた議論を今後継続していかなければいけないものと考えております。

そして未来志向の部分ですけれども、この10年間を見ますと、電気通信事業法の見直しをたび重ねて行っておりまして、その競争環境を整えるという点では電気通信事業の庭先はとてもきれいになってきたけれども、その外側からの要因によって翻弄されてきたというのが実情ではないかと思っております。それがプラットフォームサービスについての章にも述べられているところですが、今後、この電気通信事業法の行方を考えていく上では、この庭先というのはどこまでなのかといったことについてはきちんと捉え直して検討していく必要があるのではないかと思います。今後の議論に期待したいところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○山内主査　ありがとうございます。

次は、北委員をお願いいたします。

○北委員　野村総合研究所の北でございます。2018年8月に包括的検証が諮問され

てから、この特別委員会を含む5つの研究会が同時並行的に、かつてないような形で進められ、本日、中間報告書（案）の取りまとめとなったわけですが、私はその内容についての異論はございません。事務局の方々の強い熱意とご苦勞に対して感謝を申し上げたいと思います。

多くの論点、検討すべきテーマがあったわけですが、特に足元の喫緊の課題であったモバイル市場の競争環境の適正化につきましては、2018年末、緊急提言という形で提言を出し、2019年5月10日に改正電気通信事業法が成立したところでございます。既にMNO各社さんは、法施行を待たずして、分離型の料金プランや分離時代に合わせた端末の販売手法など次々と発表して準備を進めてきております。2019年秋の施行後には、消費者が多様な端末、キャリア、料金プランを自由に選択して組み合わせ、かつトータルで低廉に使えるような環境が整ってくると思っております。我が国で5Gの商用サービスが開始されるのは2020年春ですが、その目前のタイミングでこのような環境が整備されるということは非常に意義があるものだと思っております。

他方、未来志向という点では、2030年を見据えたネットワークビジョンの在り方についても多方面から検討が行われました。とりわけ仮想化については、既に各国通信事業者による取組も徐々に始まっているわけでございます。今後の仮想化の進展によって、レイヤごとにキャリア以外の多様なサードパーティーが深く関与し始めると、電気通信事業者の定義や電気通信事業法そのものを変えなければならないのではないか。そういう強い問題意識から検討がスタートしたわけでございます。ただ、海外を見ますと、各国の通信規制当局も同じような問題設定をしており、おおむね2015年以降、有識者との意見交換をしているようでございますが、「いつか問題になるかもしれないが、当面は大きな影響はないのではないか」という意見が多く、現時点においては具体的に大きな見直しがなされている国はございません。しかしながら、この領域の技術進化と浸透の速度はすさまじく速く、かつ我が国は世界で最も光ファイバが全国津々浦々まで整備され、5Gにおいても、スタート時期こそ世界初ではございませんが、中身を見れば、具体的なユースケースの創出のため、キャリアさんと企業、地方自治体等との連携した検討がなされております。

今回取りまとめた取組の方向性のとおり、ネットワーク・オーケストレーションやスライシングといった機能を連携・融合して活用する主体の登場をしっかりと予見して、あくまでもイノベーションの創出や新ビジネスの創造を促進するという目的をしっかりと

と持ちながら、利用者利益の保護、安定的なサービスの提供などを確保するために、必要最小限のルールについて、モバイル市場の競争環境に関する研究会や消費者保護ルールの検証に関するワーキンググループとともにしっかり連携を図りながら、今後とも精力的に検討されていくことを期待しております。

以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。

木村委員、お願いいたします。

○木村委員 主婦連合会の木村でございます。今回、この取りまとめをありがとうございます。内容が盛りだくさんで、2030年はすばらしい世界が待っているのだということに期待するような内容だと思っております。

私からは、消費者という立場から今回コメントをさせていただきます。2030年のネットワークということで、日常生活の様々なところに通信が利用されているのであろうというところですが、10年前と今、そして10年後と考えたときに、全てが変化しているわけではなく、徐々に変化して行って、おそらく消費者というのはあまり意識していないけれども、いつの間にか生活の中に今以上に通信が入っているのではないかということ想像いたしております。そうした結果、当たり前通信を安全・安心に利用できるように社会になっているのではという期待を込めております。

先日、家電量販店で冷蔵庫を買ったという方が、おまけでAIスピーカーがついてきましたとのことでした。彼女はAIスピーカーを買いに行ったわけではなく、冷蔵庫を買いに行ったわけなのですけれども、この例のように、以前から家電量販店で家電を買ったら通信契約を勧められたという話がありました。利用者はそれを買に行ったわけではないのだけれども、通信機器がついてきたみたいなのがこれからますます増えてくるのだろうということをそのとき感じました。今、家電とスピーカー型AIは別々なのですけれども、いずれ家電にそれが内蔵されて、家電を買うと通信機能がついてくる、そういったことが当たり前になってくるのだろうと思います。そうすると、例えば冷蔵庫の場合に、通信機能がついている冷蔵庫があって、通信機能が使えなくなったら冷蔵庫そのものも使えなくなってしまうというのは困ると思います。そういった利用者の使い方をきちんと考えた上で製品を作っていただきたいと事業者に対しては要望します。事業者にとっては当たり前ということが、消費者には当たり前ではないので、事業者は消費者に対して情報などをしっかり伝えていただきたいと思っております。やはり分か

りやすいシステムであることが望まれているということは、当然のことだと思っております。

それからもう1点としまして、利用者が自分の用途に合ったサービスを選択できることが大変重要だと思っておりますので、今回の通信料金と端末料金の分離ということもそのうちの一つだと思っておりますが、やはり利用者が自分に最適なものであるかどうかということを中心に理解した上で選べる仕組みが必要であると思っております。そして、そのためには妥当な料金であるということも大事だと思っております。先ほど北委員のお話にもありましたけれども、通信料金は法施行を前にして事業者から色々なプランが出されていますが、今後、本当に利用者の希望に合ったプランを提案していただけるのかということには注視していく必要があると思っております。

また、広告についてですが、消費者への情報提供という視点でやはり分かりやすくしていただきたいと思っております。誇大広告や打ち消し広告が分かりづらいという声も多いので、やはりそこはしっかりとしていただきたいと思っております。利用者が利用しづらいのでは利用は進まないと思っておりますので、今後も対応が必要だと思っております。

そして、相談窓口やショップにおいて、先ほどの通信機能が色々ついてくるという例のように、分からないことが多く出てくると思っておりますので、利用者が分からないまま利用しているということがないように、適切な対応が求められると思っております。あらゆる世代が通信を利用することから、高齢者、青少年、そのほか色々な世代や特性があると思うのですが、対策が必要となってきます。SDGsでは誰も取り残さないというようになっておりますので、ぜひモニタリングなどで問題が起こったらすぐに対応する仕組みが有効に働くことで、利用者が何に気をつけて、どう利用すればいいのかを分かりやすくして、安全・安心に通信を利用できるように今後検討していただきたいと思っております。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

それでは、宍戸委員、お願いします。

○宍戸委員 東京大学の宍戸でございます。

まずは、今回取りまとめいただきました中間報告書（案）について、事務局の皆様には御礼を申し上げます。当委員会での議論だけでなく、関連する他の研究会での議論、それから前回様々な指摘がありましたけれども、それらを踏まえてこういう形

で、非常に大部でございますけれども、現在、そして未来の電気通信事業分野の課題あるいはそれに対する処方箋の方向性というものをお示しになったというのは、大変な作業だったと思います。御礼を申し上げたいと思います。

この中間報告書（案）がということではなく、この先の話でございますが、この報告書にも書かれているように、これからさらに半年をかけてここに提示されている課題とについて議論をしていくということになるわけでございますが、特にユニバーサルサービスの検討においても言及されていますように、国民的な議論が起きて、そういった中で将来の電気通信事業はどうなるべき、そして、その観点で足元の例えば広告の規制などはどうあるべきかといった議論になっていくべきものだろうと考えております。

その観点から見ますと、今回、ネットワークビジョンということで2030年の電気通信の世界の姿が描かれているわけでございますが、多くの国民・利用者にとりましては、やはり今までの電気通信サービスのイメージと、まずは固定電話、それから携帯電話、スマートフォンというふうに、木村委員がおっしゃられたように連続性を持って発展してきた部分があると思います。自分たちの分からないところで何か色々なことが変わってきたということについて、ある種の戸惑いといいますか、どうしても専門家や事業者の間で議論が進んできている部分があり、そして今回の中間報告書（案）もいわば専門的に書かれているというところがあるかと思えます。さらに広範な国民の皆様は将来の電気通信事業分野の在り方についてイメージを持って議論していただくという観点からしますと、ここから先、例えばですが、都心に住んでいる30代の人でしたら、電気通信サービスはこういうふうに変わっていて、自分のライフサイクルの中でこうなっているとか、あるいは地方に住んでいるシニアの方を例にとってみると、こういうふうに電気通信サービスが変わっていった、そして自分の生活にこういうふう生きてくる、それで社会の中で暮らしていける、といったような、ある種の電気通信サービスのイメージ、これはもちろんそれぞれのサービス展開によるところも大きいので、政府の側で書くというのは難しいのかもしれませんが、やはり個々のある種の類型的な利用者から見たときにこの世界はどうなっていて、それになるためにこういう施策を当てているかということを発信していただくということも意味があることなのではないかと思いましたので、一言申し上げる次第です。

私からは以上です。

○山内主査　　ありがとうございます。

それでは、関口委員、お願いいたします。

○関口委員 関口でございます。

大部にわたる報告でありまして、全体を通して私も内容については賛同いたします。

今回、私はピンポイントで、58ページから指摘されているモバイル市場の競争環境の確保の在り方についてだけに関して、事業者の皆様に対するお願いを含めて発言をさせていただきたいと思っています。

2019年5月10日に成立した改正法によって、先ほど北委員からも発言がありましたように、新たな通信料金と端末代金の完全分離も施行前からMNOのほうでは新たな料金体系を出してくるという中で、MNOとMVNOとの競争環境について、MVNOにとってみるとより厳しい環境が生まれつつあるということはあると思うのですが、そういう中で総務省としてMVNO振興という旗を掲げているわけなので、少しでもMVNOに対する競争環境整備は確保していく必要があると思っています。

そういう中で、62ページ以降の接続料算定の適正性・透明性の向上というのが直近の課題となっております。今回の中間報告書（案）は内容も多岐ですし、それから時間軸も結構多岐にわたるわけですが、目前の課題としてこの接続料算定について適正性と透明性、双方を図っていきたいということが指摘されていて、62ページ最後のパラグラフのところでは、接続料原価というものがMVNO各社にとってみると極めて大きな原価要素であるにもかかわらず、最終確定額が年度末あるいは翌年度末にならないと確定しないという大きな課題を抱えてしまっているということから、予見性確保のためにも将来原価の算定を行いたいということが盛り込まれております。この算定のためには、原価の将来予測あるいは設備情報、それから設備の投資計画あるいはキャパシティと需要との関係、どのくらい設備余裕率が残されているかというような情報が必要になってきます。固定系と違ってモバイルの場合は競争環境の中でそのような重要な経営情報を何らかの形で事業者間にて共有していくことを工夫しなければいけません。MNO同士の競争の際において手の内は見せたくないということもあるでしょうし、貸し主であるMNOと借り主であるMVNOの間でもどこまで情報を出していいのかという距離感がやはり存在するでしょうから、どうしても出したいという気持ちが先に立つのはよく分かるのですけれども、ただ、現状の実績原価方式のもとで、既に各社さんの中で支払猶予のような制度も採用されているということを踏まえながらも、さらに支払額の予見可能性というのを確保するためには、ぜひとも将来原価方式の導入が求められて

いると私も理解しておりますので、ぜひ各社においてはそういった情報を共有するという
ことについて知恵をお出しいただいて前に進んでいきたいと願っております。

以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。

中尾委員、お願いします。

○中尾委員 東京大学、中尾でございます。

他の委員の皆さまと同様の意見ですが、これだけの多岐にわたる中間報告書（案）を
まとめていただきまして、どうもありがとうございます。

今、通信事業は非常に激動の、変化の速い時代だと思っております、「包括的検証」
というタイトルがついておりますけれども、文字どおり包括的に色々な状況あるいは私
が申し上げた細かい意見も拾っていただき、大変多様な観点からの仕上がりになって
いると思います。特にスライスやソフトウェア化に関しては、今年から新しい通信事業
者がソフトウェア基地局等を使い始め、来年は5G、それからローカル5GやOTTの
参入も予測があるわけですが、最後のページに書いていただきましたように、こ
ういう非常に変化の速いところでは常にモニタリングが重要だと思っております。

大筋で全く異論はないのですが、2点コメントがあります。1つは、包括的な検証
をやるに当たって、委員会もこれからまた体制が変わると思っておりますけれども、最新の技
術と最新の状況をやはり絶えず見ていかないといけないと思っております。

もう1つは、私は学術の立場なので、実は先日も学会の中でネットワークのインフラ
の中にAIの自動化、それから機械学習の適用のような話が登場していることに言及し
たいと思います。例えばAI機能が何かを予測して事故が起きた場合にはどう考えるべ
きなのか、それから、ローカル5Gに関しては、通信事業者以外が通信事業に参画する
ことになるわけですから、周波数の割当てだけではなくて、エリア設計や干渉調整のよ
うなところに当然機械学習やAI機能というのが入ってくると思われるわけです。です
から、そうしたときの法整備の在り方が新しく議論されるべきと思います。

それから、少々報告書の細かい話になりますが、モバイルエッジコンピューティング
という言葉が登場しているのですが、これはETSIという標準化組織が使い始めた言葉で
はありますけれども、最近では（2017年からは）モバイルエッジではなくてマルチ
アクセスエッジコンピューティングという定義が使われています。両方ともMECとい
う略語にはなります。読む人を見ると少々古い言葉を使われているのかというように見

る場合があるかもしれませんので、何か注記をしていただければと思います。

それから、技術だけではなくて最新の状況ということで言いますと、最近、スマホを使用途中に返却するプログラムが通信事業者からサービスされる予定になっています。残債免除の一環と思われます。残債免除に関しては、報告書案の50ページぐらいから、端末と通信料金の完全分離という議論が記載されており、大変望ましいと考えておりました。残債免除という観点では、スマホ返却プログラムは、契約継続を伴わない残債免除に相当すると思われますが、分割で端末料金を支払って、途中でお返しすればその分だけ返ってくるといったプランは、国民にとっては結局支出が減るわけなので良いプランなのかもしれませんが、国民には分かりにくいプランなのかもしれません。また完全分離の方向に沿った考え方なのかどうかも検証する必要があります。このような新しい試みは直ちに問題がある訳ではないと思いますが、本委員会では、このような最新の状況を絶えず注視していく必要があると思います。以前申し上げましたが、私の大学の近くに携帯ショップがありまして、いまだに多額のキャッシュバックが広告されています。私の定点観測のポイントになってしまっているわけですが、それが不適切であるとする本報告書が出たとしても、その効果というところはやはりフィードバックとして絶えずモニタリングすることが重要なのではないかと思います。

2番目のポイントとしましては、本報告書案は、包括的な資料になっているのですが、結局、エグゼクティブサマリーを読まれようとする方は、最初の目次と、それから最後に何が提言されているかというのをご覧になるのではないかと思いますので、サマリーは非常に分かりやすく書くべきだと思っています。原案は非常に分かりやすく書かれているのですが、今回、事務局に書いていただきました25ページのハイライトの視点（前回議論になった元気が出にくい報告書になっているのではないかとという意見に対応して25ページに2つポイントが書かれていますが）、1つは利用者の視点、国民の視点という強調と、それからもう1つはイノベーションの創出をする未来志向の報告書を目指していくということが書かれていますので、この2点は最後のサマリーにも強調して書かれていてもいいのではないかと思います。これは中間報告なので、今回というわけではなければ、最終的な報告書には、分かりやすく利用者の視点とイノベーションを起こすための規制緩和や法整備の在り方のようなことが書かれているのが良いかと思いました。

それから、サマリーにも書かれておりますが、今後の事業法改正の見通しのようなも

のも重要かと思いました。

色々とお申し上げしましたが、大変すばらしい中間報告書（案）になっていると思いますので、改めて敬意を表したいと思います。

以上です。

○山内主査　　ありがとうございます。

中村委員、お願いします。

○中村委員　　慶應義塾大学の中村です。

最初に、本当にしっかりと課題が洗い出されていて、各項目に対しての方向性というのがこの中間報告書（案）に書かれているということで、委員の皆様、それから事務局の方々に御礼を申し上げたいと思います。

私の立ち位置ですけれども、ちょうど商用のインターネットサービスが始まったのが1993年です。当時、I I Jという会社を立ち上げてインターネットサービスというのを日本で展開して、それから大体四半世紀たってきたというところなんです。このタイミングでこういうような形で未来の通信事業に対しての包括的な議論をして、こういう中間報告書（案）をまとめられたことに関しては、非常にすばらしいことだと、良いタイミングだったと理解しています。

この25年間、インターネットが日本の通信事業の中で非常に良い形で発展してきたということは、まず1つ目は、当時郵政省でしたけれども、不必要な規制がかかっていなかったというところがすごく、実はこの25年間、日本がこれだけIT先進国になれた大きな一つの原因だろうかと私は理解しています。その意味で、今ちょうどこの5Gというキーワードで世の中が大きく変わろうとしている、これは私にとっても、インターネットやITのインフラが大きく変わるターニングポイントに来ていると理解しています。それはなぜかという、まず、大きく一つ違うのは、固定網からモバイル網へと、いわゆるモバイルという無線の世界観が出てきたという点です。今まではFTTHや、どちらかという固定に対する展開をずっと日本はしてきたわけですけれども、この5Gというキーワードで、通信事業者も、そして国民も、何か新しいサービスに対する可能性、イノベーションというのに対する期待がすごく大きくなってきていて、ちょうどそのターニングポイントに今なっているのだと思います。ですので、この時期、これから未来を見据えていったときに、この中間報告書（案）の中でも色々なところで書かれているイノベーションですとか、それから競争環境というようなキーワードが書

かれていますけど、ここをどうやって担保していくのかというようなことを今後とも議論していく必要があるのだろうと思います。

1点、法律で網をかけるよりは、政府がやらなくてはいけないのは、やはりしっかりと情報収集、そしてそれを公開していくということだと思います。その情報、ファクトをもとに色々な議論をしていくということです。何が起きるか分からないからという形で先に網をかけるのではなく、しっかりした情報収集をするような組織を作っていくというようなことなのではないのかと思います。昨今、セキュリティーのキーワードも出てきていますけれども、そういうようなものも法律を先にか政府が先に何かを決めるのではなく、しっかりとした検証をする機構だとか機関をつくるだとか、インターネットの利用、それから色々なところでの例えばトラヒックやサービスというようなことを含めて情報収集をしていって、それを公開していくという、第三セクターなのか少々分からないですけど、政府が直接やってもいいのかもしれないですけども、というようなことをぜひ今後議論していく、大きなポイントではないかと思います。

なぜなら、通信事業者という定義が非常に難しくなってきた、今回の議論の中でも、今まで通信事業者というのは届出をされていて、そこをしっかりと政府が把握していく、指導するというような形で来たわけですけども、この通信事業者というのがNFVやサービスのソフトウェア化に伴って誰が通信事業を提供しているのかというところの本質が見えなくなっている。この中で通信事業者をではしっかりと定義しましょうだとかいうような網をかける方向ではなく、しっかりとした情報を取得するという方向に向くしかないのではと思います。そうでなければ、きっと競争環境を維持できないだろうと思います。

それからもう一つ言いたいのが、無線の世界になってくると、電波がキーワードとして絡んできます。もともと今、MNOというのは4社というような形で、これはしっかりと政府ががっちり監視・監督しているような状況です。この原資になっているのが電波というようなところだと思います。この辺ももう一回考え直す時期、例えば高い周波数だったらもう少し自由に使って良いのではないかとすとか、インターネットの世界でWi-Fiが展開してきたように、自由に使えるような電波や自由に事業ができるような世界観というのをもう少ししっかりと検討するべきなのではないかと思います。特にローカル5G等、色々な形でいろんなプレーヤーが自由に新しいトライアルをしていけるような世界、そしてそこで新しいサービスを作って、しっかりとした競争環境を作っ

ていくというような方向性を示すべきだろう、議論していくべきだろうと思います。

最後に1つだけ、これは私の希望ですけれども、ユニバーサルサービスの部分、やはり国民に提供しなければいけない最低限のサービスというのをもう一度議論する必要があると思います。先ほど委員のお話にもありましたように、東京に住んでいる若い人と地方に住んでいる高齢者の通信サービスに対する考え方が違うと思います。このときに、では、情報が少ない例えば地方の高齢者に合わせた形でユニバーサルサービスを定義すべきなのかという、私はそうではないと思います。未来に向けてしっかりとしたユニバーサルサービスとしてはこういう世界、例えば人間の安心・安全を守る、そのための情報通信というような定義をして、それをしっかりと通信事業者、これにかかわる人たちと一緒に作っていくという方向性を示すことが大事だと思います。その件に関しては中間報告書（案）の中にもしっかり書かれていますので、NTT東西にお金を払って電話サービスをするというようなユニバーサルサービスから、国民をしっかり守る必要があると思います。そのためのユニバーサルサービス、そのための仕組みというのを再度議論していただければと思います。

以上です。

○山内主査　ありがとうございます。

新美委員、お願いします。

○新美委員　ありがとうございます。これまで各委員がおっしゃったことと重ならないように、できるだけ私の観点からのところだけ絞ってお話をします。

まずは、この中間報告書（案）、非常によく練れた、良いものを作っていただいたということをまずもって感謝申し上げます。

それから、その中で私の観点からいきますと、16ページに挿入していただいたところですが、Society 5.0との関係で、ユーザにとって、個人が主体的に判断・行動できる環境を整えることが重要であるということをきちんと書いていただいたことは大変有意義だと思いますが、今後の方向ということであえて意見を申し上げますと、問題は、どんな環境が主体的で自由な判断・行動をできるのかということ、それを少し詰めていく必要があります。それからもう一つは、この環境を誰が構築するのか、あるいは誰と誰とが責任分担をして構築していくのかということが、今後求められるようになるのではないかと思います。

主体的な判断・行動ができるといっても、利用者、ユーザーは、これは木村委員がお

っしやったように、様々な人がおりますので、一体どういうものを想定するのか、ユーザのタイプに分けて考えていくということを一応議論しておく必要があるだろうと思います。

とりわけ消費者の立場からいきますと、単に情報が十分あっただけでは自発的な判断はできません。特にこういう高度な知識が必要な分野について、高度な情報について情報を与えられても判断のしようがないという側面が出てきます。ここでリテラシーのための教育をとということが出てくるかもしれませんが、そのリテラシーのための教育をと言っても一般論ではだめであって、むしろ現実に意思決定をする場面でどうしたらいいのかということをお教えをもらうことが必要になってきます。そういう意味では、説明義務やリテラシーの教育と言っただけではだめであって、特に消費者の場合にはコンサルティングをどうするのかということが一つ、主体的な判断ということを使うならば環境としては必要な場面になってくるのではないかと思います。このような環境をどこまで整えるかというのはコストとの関係で色々あるかと思いますが、いずれにしても、主体的な判断ができるという環境は何かということを見据えておく必要があるかと思ひます。

それから、誰がそういう環境の整備に責任を持つのかということですが、これは様々なレイヤないしは様々な局面において事業者が連携をしながら提供してユーザーにサービスが行くわけですので、これを、要するに電波のアグリゲーションではなくてサービスをアグリゲートしていることからすると、全体を一体として責任主体として考えていくということは消費者の立場から当然予想できます。まとまって責任を持ちなさいということ。内部分担は知りませんということになってきます。そのような環境の整備が誰によってなされるのか、そしてそれが失敗したときに、あるいは不備が明らかになったときに誰がどのように責任を負うのかということも、今後きちんと詰めていかなければいけないだろうと思ひます。ですから、16ページに挿入されたというこの3行というのは非常に大きな意味がありますし、今後、我々が議論していく、ユーザーの立場から見た場合の議論をしていく重要な視点が背後にあると思ひております。これ以後どうするかという提案が後ほどあるようでございますので、ぜひそのような点も議論してまいりたいと思ひます。

いずれにしても、この中間報告書(案)というのは非常に示唆に富んだ良い報告書であるということは改めて申すまでもないと思ひます。

私の意見は以上でございます。

○山内主査　ありがとうございます。

松村委員、お願いいたします。

○松村委員　まず、中間報告書（案）については、具体的に修正していただきたい点はありません。

コメントとしては、まず、ユニバーサルアクセスに関しては依然として懸念は持っています。ここで書かれていることがおかしいとは思いませんが、今後の議論に関しては十分な関心を持っています。しかし、具体的にどういう懸念を持っているのかということとは、もう既に申し上げたので繰り返しません。

次に、中間報告書（案）全体でかなり具体的な施策というのが書き込まれているものから、大きな方向性は書かれているけれど、具体的な施策というのはこれから議論されるというものまで、相当バラエティーに富んでいると思います。前者については、粛々と政策をこのとおりに行っていただくということが大きな改革になると思います。後者に関してはこれからの議論にかかっているということになると思いますので、方向性、理念がどんなに正しくても、詳細の設計を誤ればとんでもないことになってしまうというようなことがあるので、その点については今後も十分な検討というのが必要になってくると思います。

その際にぜひ忘れないでいただきたいことは、これは確かに通信のことを議論しているのですが、影響は通信にとどまりません。ここで行われた政策は、色々なインフラの形成だとか、あるいは規制だとか、ほかの分野の規制などの見本になるという側面があります。多くの分野でこの通信政策というのをずっと見ていて、ある意味でお手本にするというようなことがあります。通信村の論理だけで利害調整だけに終始して、何か気の抜けたような制度に最終的になってしまうだとか、あるいはディープポケットに手を突っ込むことしか考えないとかというていたらくな制度になれば、ほかの分野から見るとむしろよい見本ではなく悪い見本になりかねない。大きな影響があるということは十分考えた上でぜひ今後の政策の設計というのが進むことを願っています。

途中でも出てきましたが、例えば接続について、これはかなり具体的なものができていて、ここで書かれていたとおりのことが進むということは良い方向だと思いますが、しかし、外の人から見ると、本当にこれで十分なのか、そもそもコスト自体の水準というのが妥当なのかどうか、制度改正もいはいけれど、査定は一体どうなっているのかとか

とは、消費には理解しがたいということもあると思います。こういう点について本当にやらなくてもいいのかということも含めて、通信村の視点だけではなく、消費者の視点でも検討していただきたいです。

次に、この中間報告書（案）に直接関係ないのですが、競争評価があらゆる政策との基礎になっている。競争評価は、総務省の通信の分野というのがかなり先駆的に始めたと思っています。したがって、多くの政策の見本になるものであるのかもしれないのだけれど、逆にここが低レベルだと、さっきも言ったような悪い見本になってしまうと思います。競争評価とも評価する。今までの競争評価が本当に適切だったのかということもきちんと評価した上で、今後の政策というのに大きく生かしていただければと思います。

以上です。

○山内主査　それでは次に、森委員、お願いいたします。

○森委員　ありがとうございました。多くの問題についてしっかりと検討を踏まえてまとめいただきまして、内容については私も賛成です。通して読むと、2030年、かなり遠い未来なわけですけれども、このようになっていくのだということでわくわくして読ませていただきました。元気が出ないというようなご意見もありましたけれども、最終的にはそんなことはないのではないかと思いますし、色々と知らないこともありましたので、勉強にもなりました。

今後のこととしてなのですが、私としては、今回の設備と機能の分離ということから電気通信事業法がどうなっていくのかということについては当初から大変関心を持ってまして、そこについてもしっかり書いていただいているわけですし、第4章、21ページ、22ページ、23ページと順番に電気通信事業法のアジェンダに分けて書いていただいているわけですが、22ページ、(3)、(4)、(5)、(6)、そういったところで全て最後にただし書きといたしますか、設備は提供しないけれども、機能を活用する主体をどうするのか、機能だけを活用する主体が出てきた場合にどうするのかということが課題であると書かれていて、やはりこの設備と機能の分離というのが非常に大きな影響を電気通信事業法に及ぼすことが明らかにされているかと思います。

その解として、典型的には26ページ、取組の方向性のところで、これは仮想化に対してということですが、26ページの(3)取組の方向性で3つポツがありまして、機能を活用する主体についての参入規律、機能の活用において重要な役割を担うソ

ソフトウェアに関する在り方、機能を活用した関係主体が多種多様となると想定されるけれども、これについて利用者保護、透明性・公平性の確保の在り方ということで、基本的には設備の提供者から機能の提供者に視点を移す、コントロールをするということだと思います。この前後に、利用者視点で考えるということは非常に多く書いていただいて、それはこの中間報告書（案）の良いところの一つだと思うのですが、やはり今後のこととして、私はコントロールポイントそのものを提供者側から利用者側に移すということはあって良いだろうと思っています。むしろ必要なことではないかと思っていますし、それは提供者ではなくて利用者です。ですので、利用者端末が典型的なコントロールポイントとして出てくるべきだろうと思います。もちろん、端末と通信とは別のことですから、端末についての直接の規律はということはあるかと思いますが、やはりどうしても端末の重要性というのが非常に通信サービスの利用者にとって高まっているということは、否定しがたい事実だと思います。だからこそ今回の緊急提言の端末と回線の分離ということだったと思います。本当は手を突っ込むべきではないのかもしれないけれども、重要性が高くなると、もうそれはそんなことを言っていられないということだと思います。

この点は、お金のことだけではなくて、データの保護についても同じでして、この包括的検証の下にあるプラットフォームサービスに関する研究会において中心的に検討されているユーザー端末のデータの保護という問題がありまして、それについては既に総務省のスマートフォンプライバシーイニシアティブというガイドラインがあります。これはスマートフォンという端末におけるユーザーデータの保護を目的にしている。片や外国でもeプライバシー規則案というものが検討されているということですので、電気通信事業法から見た場合、下にはスマートフォンプライバシーイニシアティブがあり、隣にはeプライバシー規則案があるということで、データの端末に格納されたユーザーデータの保護ということを扱っているというのではないかと思います。

ユーザーの保護ということですと、通信の秘密は2番目の転換点にあるのかと思っていて、最初の転換点は10年以上前、ウェブサイトが出てきたときに、ウェブサイトのような誰も見れるものを見る行為を通信の秘密で規律するのかどうかということで、公然性を有する通信というふうに整理をして、そこに通信の秘密を適用する、そういう考え方を整理して、それで10年来、皆さん納得する形の規律になっていたのだろうと思いますけれども、最近では、ウェブサイトが公表されていてそれを見ると、それ

に対して電気通信事業者がどう臨むかという問題ではなくて、いつ、何時何分にあるウェブサイトを見たということ、電気通信事業者でもない、通信当事者でもない、色々な人がそれを分かってしまうようになっている。さらに言うと、通信していなくても端末のプロンプトデータを取得して位置情報を把握する、広告に使う、コンバージョンをとるといようなことが行われていて、通信を巡る、通信の秘密の環境といえますか、通信に関するプライバシーの環境というのは大きく変わっているわけですので、これは通信の秘密の第2の転換点と、通信を巡るプライバシーの第2の転換点と書いていいような状況が来ているのだらうと思います。

ですので、そういったことを今後の課題として考えていただく場合に、先ほど松村先生が、これは通信の問題ではあるけれども、社会への影響が大きいとおっしゃっていました。ルールとしてというお話だったかもしれませんが、Society 5.0の15ページの記述を見ていただきますと、この記述自体は極めて正確なことだと思います。15ページの下から2番目のパラグラフですけれども、「具体的には、IoTによって全ての人・モノ・組織がつながり、センサ等を通じてフィジカル空間のセンサからの膨大かつ多様なデータがリアルタイムにサイバー空間に集積される。このデータに基づき社会・経済を可視化することにより、新たな知識が生み出され、人の意思決定の在り方が根本的に変わると考えられる。また、これに加え、AIによるデータの分析結果が様々な形でネットワークを通じて現実世界にフィードバックされ、個々のニーズに対してきめ細かな対応が可能となると考えられ」、こう読んだときに、これが本当に、確かに一方ではこれが素晴らしい生活をもたらしてくれるのだと、そういう予感もあるわけです。15ページの最初のパラグラフの4行目には「人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる、人間中心の社会」、これがSociety 5.0と。確かにそういう社会の到来を予感させますけれども、他方で、張り巡らされたセンサにからめ捕られるといえますか、そしてAIのスコアリングに一喜一憂するみたいな、そういう懸念もこの短い文章を読んでも想像されるわけですし、そしてそのようにならないためには、Society 5.0を生かすも殺すもと言うと大げさですけれども、やはりそこにおいて通信の果たす役割というのは非常に大きいのだらうと思います。特にIoT機器が爆発的に増えるということを考えると、そうなののだらうと思います。

今、私が申し上げたような端末に関する情報の問題は、何かそういうスペシフィックなことばかり言って申しわけないのですが、この問題はこの中間報告書（案）で

もプラットフォームサービスに関する研究会の報告書の概要としてつけていただいていますし、今後、そちらを中心に検討が進むのではないかと思いますので、それに期待したいと思います。ただ、大谷委員の話にもありましたように、これはどちらかというと2030年までにとということではなくて、今現在進行している話なので、できれば早く検討を進めていただきたいと思います。

以上です。

○山内主査　ありがとうございます。

森川委員、お願いいたします。

○森川委員　ありがとうございます。これだけ大部の中間報告書（案）ということで、非常に短い時間でやらなければいけないものから中長期でやらなければいけないものを包括的に棚卸ししたということが、私、非常に重要なことだと思っております。細かいことはもう今までもお話をしましたので、少々感想をお話しさせていただきます。

この分野もほかの分野もそうなのですが、正解があまり分からない時代に入ってきたように思っています。すなわち、コンパスが今現在あまりない時代に入ってきたかなと思います。そうしたときにどうするのかというと、仕組みを2つ作っておかなければいけなくて、1点目は、しっかりと今までの事業を回していく仕組み、2つ目が、変化し続ける仕組みというのを組織内に作っておかなければいけないと思っております。この2つをうまくバランスをとりながら回していくのが持続的な成長につながっていくと思っております。総務省でこのような検討会をしたということは、変化し続ける仕組みの一環だろうと思っておりますので、その一方で、しっかりと回していく仕組みとこの変化し続けていく仕組みの両輪でこれからも進めていただければと思っておりますので、この包括的検証の場というのは大変意義深いものだと思った次第でございます。

したがって、事業者からも、いろいろな関係各位からもいろいろなインプットをいただきながら、総務省ともフラクに意見交換しながらこの次につなげていく、そのようなことを切に願っております。

以上でございます。

○山内主査　ありがとうございます。

吉川委員、お願いいたします。

○吉川委員　中間報告書（案）、異議ありません。

2点コメントがありまして、モニタリング体制の整備についてのコメントが1点目で

す。政策というのは、今後、それが良かったかどうか評価していくというのがこれからより重要になると思っています。その意味では、統計や調査といったデータの基盤が重要になってくるのですが、多分、今回の特に料金の関係で言うと、家計調査とか通信利用動向調査あるいは内外価格差の調査というのが意思決定の基礎になるデータだと思っているのですが、もう少し、改善できないかと思っているところがあります。

家計調査については、今、携帯電話の料金が、大体月額で2017年のデータですと8,300円余り、家計で8,300円、少々低いのではないかと考えていて、そのデータの確からしさがどうなのかと思うところが1つです。

それから、通信利用動向調査については、2017年からモバイルの通信サービスと端末の分割支払金を分けて調査するようになってきていると思うのですがけれども、今後、例えば分離した場合、その端末一時金がどっと出た場合に、トータルとしてどれぐらい消費者がお金を使っているのかということについて、今の調査の体系で捕捉できるのかどうかという点が気になります。

それから内外価格差調査ですが、基本的に各国の一番手のF T T Hのプロバイダ、MNO、MVNOの料金をピックアップしているのですが、二番手あるいは三番手以降のプレーヤーのシェアを見た上で、加重平均を計算することによってその国の消費者がどれくらいお金を使っているかが分かると思います。それから、各国の規制との関係ですが、おそらく料金規制が入っているところは、昔、EUで着信料金規制があったくらいで、ないと思います。規制がないところのほうは料金が安いのに、規制があるところは高いとかいうのも変な話で、制度と各国の価格との関係性をもう少し見る必要があるのではないかと思います。例えばMNOとMVNOとの間で、多分、各国ほぼ卸役務だけでやっていると思います。そちらのほうの方が安いということになっていたら、なぜというところについてももう少し踏み込んで分析をしていく必要があるかと思っています。

それからもう一つの点は、2030年を踏まえてということで、この後もう少々議論を深めたい点が1つありまして、1つは、電波の停波の問題です。今、P S T Nのマイグレーションでこれまで大騒ぎをしてきていて、2025年頃、マイグレーションが起こるのですが、電波の停波というのがこれから頻繁に起こると思います。例えば、1. 7ギガヘルツ帯を、もう使うのをやめますとか、2. 何ギガヘルツ帯については停波して違う用途で使うということが起こると思います。これがグローバルで起こると思います。

一方でI o Tが普及してきますと、色々なデバイスにモデムとかS I Mがくっついているのですが、それを国外へ持ち出した場合にいきなり使えないという状況が起こりかねないと思います。その電波はもともと海外では使っていないとか、その電波は海外では停波してしまっているというような問題です。この問題は、おそらくコネクテッドカーが普及するこれから2030年にかけて大きな問題になると思います。日本のコネクテッドカーの中古車を輸出したら、東南アジアでそんな電波は使えませんということが考えられます。電波の使えないコネクテッドカーが走り回っているという状況がおそらく来るだろうと。こういった問題について、要するに、停波という問題と、それからグローバル化していくという問題について、もう少し課題を議論していても良いのではないかと思いました。

以上です。

○山内主査 どうもありがとうございました。

ひととおりのご意見をいただきましたけれど、何か追加的にご発言をという方はいらっしゃいますか。特によろしゅうございますか。ありがとうございました。

今、ご意見いただきましたし、コメントもいただきましたけれども、私の判断といたしましては、今回の中間報告書（案）について特に大きな修正の要望はなかったと思っております。コメントいただきましたので、その点については事務局で受け取っていただいて、今後の議論に資するような形で生かしていただきたいと思っております。したがって、本委員会の中間報告書（案）については本案のとおり取りまとめさせていただきます。電気通信事業政策部会に報告したいと思っております。ありがとうございました。

それでは、最後に、特別委員会における今後の検討の進め方について、事務局からご説明をお願いいたします。

○大内事業政策課調査官 それでは、資料8-2に基づきまして、事務局より簡潔にご説明を差し上げたいと思います。

資料、おめくりいただきまして2ページでございます。今後の検討体制のところでございますが、先ほど中間報告書の中で今後の取組についてというところで記載をさせていただいておりますけれども、これまで、ネットワークビジョンを踏まえた取組の方向性及び基盤整備等の在り方につきまして専門的・集中的に検討を進める観点が必要であるのご指摘をいただいておりますので、今後、特別委員会のもとでそれぞれの課題に対応するワーキンググループを設置させていただきたいと考えております。また、ワー

キンググループにおける検討に際しましては、モバイル市場の競争環境に関する研究会、プラットフォームサービスに関する研究会、また、IPネットワーク設備委員会などの関連する研究会・委員会とも連携をして検討を行っていただければと考えているところでございます。

検討の事項の案でございますけれども、都合5つほどのテーマがございますけれども、それを3つのワーキンググループで分担して検討していただければと考えてございまして、まず、「基盤整備等の在り方に関する検討のワーキンググループ」につきましては、ユニバーサルサービスを含めた基盤整備等に関する政策の在り方等についての検討をお願いさせていただきたいと思っております。次に、「次世代競争ルールの検討に関するワーキンググループ」におきましては、他者設備の利用の在り方、また、市場の融合に対応した競争ルールの方向性等についての検討を行っていただきたいと思っております。また、「グローバル課題検討ワーキンググループ」と称しまして、通信ネットワークにおけるグローバル化または仮想化といった構造変化を踏まえたルールの方向性等についての検討をお願いしたいと思います。

スケジュールでございますけれども、本年6月中旬をめどに各ワーキンググループの第1回の会合を開催いたしまして、今後、年内めどに最終答申に向けてご検討いただければと考えているところでございます。

3ページ目に検討体制の絵でございますけれども、これまで特別委員会本体でやっておりました課題につきまして、下に3つのワーキンググループをぶら下げる形で具体的な検討を行っていただきたいと考えているところでございます。また、関係する研究会との連携の在り方についても記載させていただいております。

4ページ目にお進みください。今後の検討スケジュールでございますが、先ほど申し上げましたとおり、本日の中間報告書（案）についてのご審議を踏まえまして、6月中旬ごろをめどに各ワーキンググループを立ち上げまして、今後、最終答申に向けまして、9月から10月ごろをめどに一定の方向性についてご議論いただきたいと考えているところでございます。

5ページへお進みいただければと思っておりますけれども、本特別委員会及び関係する研究会等の有識者の方々にご内諾をいただいておりますので、それぞれのワーキンググループの構成員の案につきましてこちらにお示ししてございますので、ごらんいただければと思っております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山内主査　ありがとうございます。

ただいまご説明をいただきましたとおり、中間報告書（案）を受けて今後の検討体制を強化すると、こういう趣旨の事務局のご提案だと思っております。これについて何かご意見あるいはご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、今後は、今ご提案ありましたような各ワーキンググループにおいて引き続き検討を深めていただきたいと思いますと思っております。よろしくお願いいたします。

議論は以上でございますけれども、各委員から今後の検討等について色々ご意見もいただきましたので、私からは一言ご挨拶だけさせていただこうかと思っております。

委員の皆様におかれましては、大変に多岐にわたる課題について非常に精力的にご議論いただきました。先ほども、今回の報告書の大部なものといえますか、まず物理的な厚さと、それから内容が多岐にわたることについて色々コメントをいただきまして、事務局のご努力ということに対して色々感謝いただきましたけれども、それとともに、やはりこういった内容について熱心にご議論いただいたということについて、ここまで深めていただいたことについて私から感謝を申し上げたいと思っております。

今般の議論の中で、私自身、2030年ということを目指していく中で、やはり技術革新の大きな変化というのが一つの大前提。例えばネットワークの仮想化等、こういったことについていろいろ議論できて、知ることができたということ。それから、もう一つ大きなのは市場の変化です。これはグローバル化もありますし、それからプラットフォームとか色々な形の市場の在り方が変わってきているということ、そういったことが分かったこと、それも一つ大きな変化だったと思っておりますし、それから何よりも、我が国自体、社会構造が大きく変化していると、こういう前提の中で議論をするということが必要でございました。こういった点について、私自身としては新たな理解を得ることができましたし、これは委員の皆さんと共有させていただいたのではないかと思います。それによって、この電気通信事業分野の政策の必要性についても新たに認識するといった段階に来たのだと思っております。

本特別委員会は、これらの相互に関連する変化とか課題について包括的に議論するという意味において、その意味で皆さんの大変有意義なご議論があったと思っております。これについても感謝をする次第であります。

今回、政策の方向性について一定の取りまとめを行ったというわけでありましてけれど

も、先ほど事務局からご提案ありましたように、この内容について具体的により詳細に各ワーキンググループでご議論いただいて、そして結論的なものを導き出していただくということになりますので、引き続き精力的なご議論を期待したいと思います。ご協力をお願いしたいと思います。

また、総務省におかれましても、中間報告書（案）の取りまとめを受けまして、必要な対応について検討を進めていただくことを期待したいと思います。

いずれにいたしましても、こういった形で中間報告をまとめることができましたことについて改めて感謝の意を表しまして、挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、最後に、総合通信基盤局の谷脇局長から一言お言葉をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○谷脇総合通信基盤局長　　本日は中間報告の取りまとめをいただきまして、まことにありがとうございます。

この特別委員会におきましては、関係する各研究会と連携しながら、2030年に向けた電気通信事業分野における包括的検証を行うという非常にチャレンジングなテーマに取り組んでいただきました。委員の皆様から多角的かつ専門的な観点から潤達なご議論を賜りましたことを、この場をおかりいたしまして改めて御礼を申し上げたいと思います。

包括的検証の中で早急に対応が必要なものとしてご提言をいただきましたモバイルサービス等の適正化につきましては、おかげさまをもちまして、先週の10日、全会一致により電気通信事業法の改正法が可決・成立いたしました。実は本日公布をされたところでございます。この場をおかりしまして改めて委員の皆様にご御礼申し上げます。

また、2030年を見据えたご議論の成果として、ネットワーク仮想化、グローバル化への進展の対応ですとか、必要な取組の方向性についても今般ご提言をいただいたところでございます。こういった問題を取り上げたのも今回初めてだろうと思っております。

いずれにしても、各分野で激しい構造変化が起きている中で、政策対応を着実かつ速やかに行っていく上で、今般、指針となる非常に時宜を得たご提言をいただいたものと受けとめております。中間報告書（案）につきましては、この後、事業政策部会に報告の上、意見募集を経て、本年夏ごろに情報通信審議会より中間答申としていただく予定

としております。

一方で、それぞれのテーマにつきましてなお具体化を図っていくものも多数ございます。年内に予定されております最終答申に向けて、本日、設置のご了解をいただきましたワーキンググループにおきまして、引き続き検討を深めていただければありがたいと考えております。総務省におきましても、今般のご提言やワーキンググループにおけるご議論を踏まえて、必要なものについてはなるべく速やかに制度化を行うということで進めてまいりたいと思っております。委員の皆様におかれましては、引き続きご協力のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○山内主査　　どうもありがとうございました。

それでは、本日の議論はこれで終了とさせていただきます。

事務局から今後の予定についてご説明をお願いいたします。

○事務局　　本委員会の中間報告書については、今月末に開催が予定されております電気通信事業政策部会においてご報告を予定してございます。

また、本日ご了承いただきましたワーキンググループにつきましては、別途事務局より日程調整等のご連絡をさせていただきたいと思っております。

以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山内主査　　それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。どうも本当にありがとうございました。